

知立市文化芸術基本条例

平成 30 年 3 月 26 日 条例第 19 号

知立市文化芸術基本条例

私たちのまち知立市は、いにしえからの豊かな歴史と文化を築き育む風土を大切に受け継いできました。

在原業平や松尾芭蕉が歌に詠み、尾形光琳が描いた燕子花図屏風で知られる八橋のかきつばた。歌川広重が描いた馬市の名残を残す東海道の松並木。明治神宮から御下賜された知立公園の花しょうぶ。そして、ユネスコ無形文化遺産に登録された知立祭りの山車文楽とからくり。これらは知立市の宝であり、先人たちが大切に守り育ててきた文化芸術活動のたまものです。

これら受け継がれてきた文化芸術と、新たに生まれる文化芸術が混ざり合い、私たちのまちは形作られています。

文化芸術を自由に創造し、享受することは、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力があります。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉の発展、コミュニティづくり、多文化共生の促進など幅広い分野において重要な役割を担うものであり、住みよく活力あるまちづくりのためになくてはならないものです。

私たちは、文化芸術の価値を認識し、様々な文化芸術を受け継ぎ、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造と普及を総合的かつ計画的に進めることにより、一人ひとりが文化芸術とともに生きる豊かな地域社会の形成を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、その基本理念を定め、並びに市民、文化芸術団体、学校及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第 8 条から第 13 条までに規定する振興その他の施策の対象となる文化芸術その他これらに類するものをいう。

(2) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事業所等に勤務する個人

ウ 市内の学校に在学する個人

エ 市内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う個人

- (3) 文化芸術団体 市内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。
- (4) 学校 市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他学校教育に類する教育を行う教育施設をいう。)をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所等を有する法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 多文化共生 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性が十分に尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が理解され、及び促進されるよう配慮されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、誰もが文化芸術を創造し、誰もが享受する、そのことが人の生まれながらの権利であることを踏まえ、全ての市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、国籍、民族等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、歴史や風土の中で培われ、先人から引き継がれてきた文化芸術が保存され、及び記録され、並びに将来に継承されるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市の内外に広く文化芸術が発信されるとともに、文化芸術を通じて交流が促進されるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校、文化芸術団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、広く市民等の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の歴史、風土等地域の特性を踏まえて文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、文化芸術に関する施策を推進するに当たり、必要に応じ、観光、まちづくり、福祉、教育、産業その他の施策と連携を図るものとする。

3 市は、文化芸術に関する施策を推進するとともに、遊びや憩いの機会が創出されるよう努めるものとする。

4 市は、文化芸術に関し、調査、研究、記録、保存及び発信に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の果たす役割と自らがその担い手であることを認識するとともに、主体的にその活力と創意を生かして、広く文化芸術の創造及び発展に努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第6条 文化芸術団体は、基本理念にのっとり、自主的かつ創造的に文化芸術活動を推進するとともに、文化芸術活動に参加する市民との協働により、文化芸術活動の充実に資するよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実に努め、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努めることにより、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第9条 市及び市民等は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育むため、子どもが優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等に対する文化芸術に関する施策の充実)

第10条 市及び市民等は、高齢者、障害者等が文化芸術に親しむとともに、自主的な文化芸術活動を行うことができるよう、必要な取組を行うよう努めるものとする。

(伝統的な文化芸術の保存等)

第11条 市及び市民等は、伝統的な文化芸術の保存及び継承並びに発展に努めるものとする。

(国際文化交流の推進等)

第12条 市及び市民等は、文化芸術活動を通じて、国際交流の推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、文化芸術活動を通じて、多文化共生の推進に努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術活動を支援する者その他の文化芸術を担う者の育成に努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備と連携の強化)

第 14 条 市は、文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備を図るものとする。
2 市は、文化芸術に関し、市民等の連携の強化及び促進に資する施策の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 市は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第 16 条 市は、文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 30 年4月1日から施行する。